

公益財団法人 よんでん文化振興財団 役員等報酬規程

（目 的）

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号並びに定款第16条及び第34条の規定に基づき、公益財団法人よんでん文化振興財団（以下「当財団」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- 3 常勤役員とは、理事のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- 4 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 5 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 6 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 常勤役員には、毎年200万円を超えない範囲で役員報酬を支給することができる。

- 2 前項以外に、評議員及び非常勤役員に対して別表に基づき報酬を支給する。
- 3 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 4 第2項については、役員等が四国電力の役員・常用雇用者の場合は支給しない。

(報酬の支払方法)

第4条 役員等の報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

- 2 前項において、法令に基づき控除すべき金額がある場合は、その金額を控除して支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の役員報酬は、その月の月額的全額を毎月20日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、四国電力の常用雇用者の支給基準に準じて支給する。

- 2 第3条第2項の報酬については、その月の月額的全額を月末に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、繰り上げて支払う。

(役員報酬の決定基準)

第6条 常勤役員の役員報酬は、第3条第1項の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(日割計算)

第7条 新たに常勤役員になった者には、その日から役員報酬（通勤手当を除く。以下この条において同じ。）を支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの役員報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの役員報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(費用)

第9条 当財団は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、四国電力の常用雇用者の計算方法に準ずる。

(公表)

第10条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第 11 条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人 よんでん文化振興財団の設立登記のあった日（平成 22 年 2 月 1 日）から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2022 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、2026（令和 8）年 7 月 1 日から施行する。

別表 報酬

①	評議員会、理事会への出席	2 万円
②	監事の会計監査	2 万円
②	書面決議（決議の省略）または W e b 会議・ 電話会議への参加	5 千円